

見本

この申告書は、平成 年度国民健康保険料の賦課資料となりますので、世帯主及び国保加入者等の方は所得のない場合であっても提出が必要となります(ただし、 歳未満の無収入の方は除きます。)。提出がない場合は、保険料の軽減の判定の対象外となります。高額療養費の支給等についても上位所得として取り扱われることとなりますので、必ず提出期限までに提出してください(郵送も可。)。提出期限を過ぎてからの受付の場合、保険料に変更があってもすぐに保険料額に反映できませんので御注意ください。

また、記載内容に誤りがあった場合は、受付後は訂正ができませんので、市民税課において申告してください。

※この申告書は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料(75歳以上の方)の賦課に関するものですので、所得証明・住民税課税証明が必要となる方は別途市民税課での申告が必要です。

提出期限

年 月 日

保険証番号 ○○○○○○○○

平成31 年度 国民健康保険申告書

(この申告書は市民税の申告書ではありません。)

(宛先) 高松市長

下記のとおり申告いたします。

納付義務者 (世帯主)	氏名	電話	-	-
代理人 (世帯員または委任を受けた方)	氏名	電話	-	-

提出日 年 月 日

※世帯主以外の方が申告をされる場合、必ず押印してください。押印がないと受理できない場合があります。

平成 30 年中(平成 30 年 1 月 1 日～平成 年 12 月 31 日)に収入がありましたか。

世帯主及び加入者の氏名等	収入がない場合 生活方法 (該当するものを○でかこめてください。)	収入がある場合 収入状況 (該当するものを○でかこみ金額を記入してください。)		
		㉗ 給与収入	㉘ 年金収入	㉙ その他の所得
		① 障害年金・遺族年金等 ② 貯金・借入金等 ③ 生活保護等の公的扶助 ④ 親族等の被扶養・援助等 ⑤ 雇用保険等の給付金 ⑥ 入国、又は国外収入のみ ⑦ その他()	手取り額でなく 総支給額を記入 (パート、アルバイト等も含む。) 取(年額)入 円	① 国民年金 ② 厚生年金 ③ 共済年金 ④ 企業年金等 取(年額)入 円

※必ず、裏面の記入上の注意点を御覧になってから記入してください。

提出先及び
問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市役所 国保・高齢者医療課(⑩番窓口)又は各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンター

☎(087)839-2311

高松市役所 国保・高齢者医療課(⑩番窓口)又は各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンター

記入上の注意点

この申告書に記載のある世帯主及び国保加入者等については、その収入の多少にかかわらず記入をお願いします。提出日は申告書を直接提出する日、又は郵送する日を記入してください。

市民税の申告又は確定申告されたにもかかわらずこちらの申告書が届いた方も、できるだけ早く保険料に反映させるため、提出をお願いします。

収入がなかった方

平成30年中に所得割の対象となる収入のなかった方は、生活方法の欄の該当する番号に○をつけてください。

非課税年金(障害年金・遺族年金等)や雇用保険等の給付金については収入金額の記載の必要はありません。

1から6に該当しない場合は、7その他に○をつけて必ず()内に生活方法を記入してください。

収入があった方

平成30年中に所得割の対象となる収入のあった方は、収入状況の該当する番号に○をつけて㉒及び㉓に該当する場合は収入金額、㉔に該当する場合は所得金額を記入してください。

所得割の対象となる収入

ア 給与による収入	平成30年中の給与収入額(各種控除をする前の総支給額)を記入してください。短期アルバイト・パート等も含まれます。二つ以上の事業所からの収入がある場合は、合計金額を記入してください。
イ 公的年金による収入 1 国民年金 2 厚生年金 3 共済年金 4 企業年金等	4の企業年金等には、恩給が含まれます。障害年金、遺族年金、傷病恩給、遺族恩給等の非課税年金を受給されている方については、「収入がない場合」の欄の生活方法の1に○をつけてください(誤って「収入がある場合」の欄の年金収入を選び金額を記入した場合は公的年金として計算します。)。個人年金については、㉔のその他の所得欄の8その他雑所得に記入してください。
ウ 1 営業 (外交員等の自由業、 内職等も含む。) 2 農業 (漁業含む。) 3 不動産 ----- その他 4 配当による所得 5 株式譲渡による所得 ----- 6 譲渡所得 (土地・家屋等の不動産、 ゴルフ会員権、 動産等の譲渡) ----- 7 一時所得 ----- 8 その他雑所得	$\text{収入金額(売上金額等)} - \text{必要経費} = \text{所得金額} \quad (\text{記入する金額})$ <p>必要経費とは、所得を得るための商品の仕入れ、雇用費、店舗借料地代、営業用の電気・ガス・水道料等の業務上の費用のことで、生活上の経費は入りません。ただし、家内労働者等が事業所得または雑所得を有する場合において、その必要経費が65万円に満たないときは、最低保障額として65万円が必要経費に認められます(※給与収入が65万円以上ある方は認められません。65万円未満の方は、65万円から給与収入を差引いた残額しか最低保障額として認められません。)</p> <p>配当については源泉分離課税により、申告不要なものは記入しないでください。株式譲渡についても、特定口座(源泉あり)の方は、記入しないでください(ただし、税金の還付や損失の繰越等のために確定申告をしたときは、申告不要のものであっても保険料の所得割の対象となります。)</p> $\text{譲渡価格} - \text{必要経費} - \text{特別控除} = \text{譲渡所得金額} \quad (\text{記入する金額})$ <ul style="list-style-type: none"> ● 資産の所有期間が5年以下のものは短、5年を超えるものには長に○をつけてください。 ● 土地建物等にかかる譲渡において、租税特別措置法等で定められた特別控除がある場合は、下段の()に金額を記入してください。 ● 動産(生活上必要な動産は除く。)の譲渡については、50万円の特別控除を差引いた金額が譲渡所得金額となります。ただし、長期譲渡所得については、50万円の特別控除を差引いた金額の2分の1の金額を記入してください。 <p>生命保険の満期戻金や競馬等の公営競技の払い戻し金があり、利益金額が50万円を超えるときは、50万円を超える金額の2分の1が一時所得となります。</p> <p>どの所得にも該当しない所得です。個人年金はその他雑所得になります。</p>

※記載内容に誤りがあった場合は、市民税課で申告してください。